

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字元城下125番地2

氏 名 株式会社木村工務店

代表取締役 木村 成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和7年2月6日

許可の有効年月日 令和12年2月5日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、

オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残渣、コ ゴムくず、

サ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

シ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、

水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上13品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年2月6日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。